

介護保険負担限度額認定証 交付要件

「負担限度額認定証」の交付要件は次の通りです。

- 1、住民税(市・府民税) 非課税世帯(世帯を別にする配偶者を含む)であること
- 2、預貯金等が下記のとおりであること

生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者の方等		単身:1,000 万円以下 、 夫婦:2,000 万円以下
前年の合計所得金額 + 年金収入額が	80.9 万円以下の方	単身: 650 万円以下 、 夫婦:1,650 万円以下
	80.9 万円超 120 万円以下の方	単身: 550 万円以下 、 夫婦:1,550 万円以下
	120 万円超の方	単身: 500 万円以下 、 夫婦:1,500 万円以下

○配偶者の所得について

特別養護老人ホーム等の入所に際して、住所を異動して配偶者と住民票の世帯が別になっている場合であっても、配偶者が住民税(市・府民税)課税者である場合は、負担限度額認定の対象となりません。

配偶者の範囲…婚姻届を提出していない事実婚を含む。

なお、DV防止法における配偶者からの暴力があった場合、行方不明の場合を除く。

- 預貯金等の合計額について ※負債額は差し引きます。
※夫婦以外の世帯員の預貯金は含みません。

種類	対象か否か	添付書類など
預貯金（普通・定期）	○	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金（現金）	○	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	○	借用証書等
生命保険	×	—
自動車	×	—
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）	×	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	×	—

申請時の注意事項（別添の記入例もご確認ください）

- 預貯金等の申告にあたっては、通帳の写し(申請日から2ヶ月以内)等が必要になります。申告が必要な種類及び添付書類については上記の表をご参照ください。
- 預貯金等の額を適切に把握するため、必要に応じ銀行等に口座情報の照会を行う場合がありますので、同意書を添付していただくようお願いします。また、支給決定後においても、銀行等への照会結果の内容に応じて、決定内容を変更させていただくことがあります。
- 虚偽の申告により不正に負担軽減を受けた場合は、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金(負担軽減額と併せ最大3倍の額)を返還していただくことがあります。
- 生活保護を受給されている方については、申請にあたって配偶者及び預貯金等の申告は不要です。
- 現時点で認定要件を満たしていない場合でも、その後、預貯金等の額や課税状況等に変更があり、認定要件を満たすことになった場合には、その時点から申請すれば負担軽減の対象となります。